

第 11 次福岡県高齢者保健福祉計画の策定について

1 高齢者保健福祉計画の性格と役割

高齢者保健福祉計画は、高齢者を取り巻く社会状況の変化や高齢社会をめぐる重要な課題に対して市町村及び県が目指すべき基本的な政策目標を定め、その実現に向かって取り組むべき施策の方針を明らかにするもので、老人福祉計画及び介護保険事業支援計画を一体のものとして、3年ごとに策定される計画です。

また、第 10 次計画から、認知症施策の記載箇所については、「福岡県認知症施策推進計画」として位置づけています。

老人福祉計画：市町村老人福祉計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から定められる老人福祉事業の供給体制の確保に関する計画（老人福祉法第 20 条の 9 第 1 項）

介護保険事業支援計画：3 年を 1 期として定められる介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施の支援に関する計画（介護保険法第 118 条第 1 項）

認知症施策推進計画：認知症施策の総合的かつ計画的な推進を図るために国が策定した基本計画を基本とし、当該自治体の実情に即して策定することが努力義務とされる計画
（共生社会の実現を推進するための認知症基本法第 12 条第 1 項）

2 計画期間

第 11 次の高齢者保健福祉計画の計画期間は、令和 9 年度から令和 11 年度までの 3 年間になります。

	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度
第 8 次	→									
第 9 次		←		→						
第 10 次					←		→			
第 11 次								←		→

3 策定体制について

保健医療関係者、福祉関係者、住民代表、学識経験者及び保険者代表等 20 人程度の委員によって構成される「福岡県高齢者保健福祉計画策定検討委員会」を設置し、各分野からの専門的で幅広い意見を計画に反映させることとしています。

また、必要に応じて、保健医療介護部長及び関係課長等で構成する幹事会と計画に関係の深い課で構成するワーキングチームを設置し、計画案作成事務等を行うこととします。

